

板橋区高齢者等地域リハビリテーションサービス調整会議設置要綱

(平成 26 年 8 月 12 日 区長決定)

(令和 8 年 3 月 12 日 部長決定)

(目 的)

第 1 条 高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、個別事例の心身機能や活動、環境、支援内容の検討を通じて、地域のリハビリテーションにおける効果的な取り組みや連携のあり方等を検討・推進するため、板橋区高齢者等地域リハビリテーションサービス調整会議（以下「リハサービス調整会議」という。）を生涯活躍推進課に設置する。

(協議事項)

第 2 条 リハサービス調整会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 個別事例の心身機能や活動、環境、支援内容の検討
- (2) 地域リハビリテーションの効果的な取り組みの検討
- (3) 地域リハビリテーションの円滑な提供のために必要な関連機関との連絡調整

(構成員)

第 3 条 リハサービス調整会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 生涯活躍推進課長
- (2) 医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、リハビリテーション専門職など医療専門職
- (3) ケアマネジャー
- (4) 介護サービス事業所職員
- (5) 地域包括支援センター職員
- (6) 区西北部地域リハビリテーション支援センター
- (7) 第 1 層および 2 層生活支援コーディネーター
- (8) 区職員

(リハサービス調整会議)

第 4 条 リハサービス調整会議は、生涯活躍推進課長が招集し会議を主宰する。

- 2 リハサービス調整会議は、定例開催するものとする。
- 3 生涯活躍推進課長は、必要に応じてリハサービス調整会議の助言者として板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携会議設置要綱に定める委員（以下「地域リハ連携会議委員」という。）の出席を求めることができる。

(区西北部地域リハビリテーション支援センターとの連携)

第 5 条 生涯活躍推進課は、区西北部地域リハビリテーション支援センター（公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院）とも密接に連携し、リハサービス調整会議を実施するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(謝 礼)

第7条 リハサービス調整会議に出席した助言者の医師に謝礼を支払うことができる。

(事務局)

第8条 リハサービス調整会議の事務局は、健康生きがい部生涯活躍推進課に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、リハサービス調整会議の実施に必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。